



米子市 資料提供	
令和2年5月8日	
担当課 (担当者)	総合政策課 長谷川
電話 (0859) 23-5350	

報道機関各位

米子市における新型コロナウイルス感染症に関する今後の体制について

新型コロナウイルス感染症に関して、緊急事態措置を実施すべき期間が全都道府県を対象に5月末まで延長されたところであるが、併せて、感染状況など地域の実情に応じて「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」の両立に配慮した取組に段階的に移行していくものとされた。一方、本市においては1例目の陽性者が4月18日に確認されて以降、新たな陽性者は確認されていない。

これらの緊急事態措置や本市の状況から、既に設置している米子市新型コロナウイルス感染症対策本部において引き続き感染拡大の防止に取り組むことを基礎としながらも一方では、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、その間における社会経済活動を可能な限り有効に維持していくことが必要である。

これらのことを踏まえ、下記のとおり新たに体制を整備し、市民、関係団体等とともに市を挙げて総合的な感染症対策を進めることとする。

記

1 名称

(仮称) 米子市感染症総合対策会議

2 所掌事務

- 市民生活の支援や事業者の経済活動の環境整備など、感染症の拡大防止を講じながら併せて行う持続可能な地域社会構築のための対策に関する事項（米子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が所掌する感染拡大防止に関する事務を除く）
- 経済団体や地域活動団体等との意見交換などを行いながら、市の施策の総合調整や立案、さらには市民への分かりやすい情報発信や啓発に取り組む。

3 組織体制

本部長 市長
副本部長 副市長 教育長
本部員 部局長等
事務局 総合政策課（専任の担当職員を配置）

4 設置の日

令和2年5月11日（月）を予定